

明治期の「説話文学」教材

—教材としての原点を探る—

都築 則幸

一 はじめに

今日、高等学校において『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった「説話文学」は入門期の古文教材として多くの教科書に収録されている。しかし、元々、「説話文学」がどのような理由から教材として定着するようになったのか、その状況については未だ不明確な部分も多い。そこで本稿では明治期に遡り、「説話文学」が教材としてどのような価値を見出され、多くの教科書に収録されるように至ったのか、その状況について具体的に考察していくことにする。

なお、考察するにあたっては、中等教育用に編纂された国文学史のテキストから、そこに記された「説話文学」の内容や、「講読」の教科書における「説話文学」の収録状況、そして教育内容を規定した法令などに焦点を当てていく⁽¹⁾。また先行研究として、近代における『今昔物語』の享受に関して竹村信治の一連の研究がある。その論考を手がかりにしながら「説話文学」が学校教育の現場でどのように扱われていったのかさらに考えていきたい。

二 国文学史教科書に見える「説話文学」

—「雑史」としての「説話」—

今日、「説話文学」という文芸ジャンルの名称は広く認知されており、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった作品を扱えば、同時に「説話文学」という名称も学ぶのが一般的であると思われる。しかし、この「説話」と「説話文学」という名称が市民権を得るようになったいきさつに関しては、未だ不明確であると竹村(二〇〇八a)は指摘している。学術用語としての「説話文学」は明治三〇年代から見られるが、一般的であったとは言いがたく、芥川龍之介も「今昔物語鑑賞」の中で「説話」という語を一度も用いていないとされる。

では、明治期『今昔物語』や『宇治拾遺物語』といった作品群はどのよう分類され、扱われていたのだろうか。まずは、明治二三年に発行された国文学史の嚆矢とされる『日本文学史』で、その状況を確認することにした。『日本文学史』は、時代順に各時代の文学的特徴やその変遷を述べたものになるが、各章段が散文・和歌(韻文)・雅文といった文体ごとに立項されており、さらに散文は「随筆の文」「日記及び紀行の文」といった文の形態によって分類されている。このような分類の仕方は今日一般的であるジャンルによる分類の原態を示すものであると考えられるが、こ

した分類の中で、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』は「歴史体の文」として、『栄花物語』や『大鏡』とともにその内容が記述されている。

このような分類の中で、各作品はどのような評価を受けているのか。『日本文学史』において『今昔物語』は次のように述べられている。

かく玉石混合、真偽雑糅の書なりといへども、其真なるものは、修史家を裨補するは勿論、其荒誕無稽なるものも、また当時人心の執迷と、想像との、如何なる程度に在りしかを知るに足り、極めて有益なるものなり。朝廷のありさま、上等社会の事などは、他の書に詳しくしたるもの多しといへども、中等社会以下の、人情風俗を写したるものは、唯、今昔物語の類あるのみ。

一部、信頼の置けない内容が含まれるものの、当時の中流階級以下の人々の人情風俗を写し出した史書として『今昔物語』を評価している。また「朝廷のありさま、上等社会の事などは、他の書に詳しくしたるもの多し」と上流貴族たちの状況について記した『栄花物語』や『大鏡』などと対比させているところにも特徴があると言える。

さらに「既に平安朝の雅文より、後世の和漢混和文に、一転する傾向をあらはしたるものなり。即ち和文にして、まゝ漢語を交へたるものなり。」と、和漢混交文のはじめとして『今昔物語』を位置付けており、『今昔物語』はその文体の系譜の出発点として、後の『平家物語』などの作品にも大きな影響を与えたと評価されている。また「殆んど当時の言語を、其儘写したるものに遠からざるが故に、言詞概ね平易」と、修飾を尽くした『源氏物語』や『枕草子』との差として、文章の簡潔さにも触れている。

そして『今昔物語』を起点に、『宇治拾遺物語』は『今昔物語』から漏れ落ちたもの、あるいは足らなかつたものを補った作品として挙げられ、また『古今著聞集』は「鎌倉時代に出でし古今著聞集は、即ち此物語に倣ひしものなるべし。」と『今昔物語』から多大な影響を受けて生まれた作

品として記述され、「歴史体の文」に分類されている。

このように『日本文学史』に見られる分類や記述内容は、その後明治期に中等教育用として発行された『国文学史』の教科書の多くに認められるものであり、今日「説話文学」として捉えられている作品群は、明治期、学校教育の上では「雑史」としての位置付けで教授されていたと考えられる⁽²⁾。また、『日本文学史』では記述されていないが、新保馨次『中学国文学史』（明治三〇年四月二五日訂正再版）では『十訓抄』についても、その内容が記されている。ただし、『十訓抄』も「十訓抄、著聞集は今昔物語の類にして亦史料とすべし。」とあるように、『今昔物語』から影響を受けた作品であり、「雑史」という分類上の位置付けに変化は見られない⁽³⁾。

『中学国文学史』以後、今日「説話文学」と分類される作品の中で、国文学史教科書に作品名が記載されるものは、主に『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』の四作品に絞られていく⁽⁴⁾。では、それらが教材としてどのように取り扱われていったのか、その状況について次に当時の法令に基づいて考えていくことにしたい。

三 教科書の収録状況と法令

『日本文学史』など当時の国文学史のテキストによれば、『今昔物語』を評価するポイントは次の三点に絞られると言える。まず一点目が『栄花物語』や『大鏡』と対比され、『今昔物語』が中流以下の人々の生活を描くものであり、史料的价值を有しているという点。また二点目は『今昔物語』が和漢混交文の祖であり、文体の変遷を考える上で見過ごすことができな

治二一年から明治四四年までに発行された教科書で、『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を収録した教科書の種類数と収録話数を一覧にしたものである。

明治二一年から三三年の間に発行された四作品を収録する教科書の種類数はほぼ同じと言える。しかし、収録話数で比較すると『十訓抄』の種類数が少ないことがわかる。だが、明治三四年から四四年の状況を見てみると、大きな変化を見て取ることができる。まず、収録話数を見てみると四作品すべてで減少が見られるが、種類数を見てみると収録話数と同じように種類数を減らした『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』に対して、『今昔物語』や『十訓抄』は種類数を増やす結果となっている。

この結果から『宇治拾遺物語』や『古今著聞集』は収録された教科書が減少した上、その章段のバリエーションも減ったと考えられるが、『今昔物語』や『十訓抄』はそのバリエーションは減ったものの、多くの教科書で収録されているため、作品そのものには触れられる機会が増えたと考えることができる。

表Ⅱ 『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を収録した教科書の種類数と収録話数

作品名	二一年～三三年 (全二二種)		三四年～四四年 (全二四種)	
	種類数	収録話数	種類数	収録話数
今昔	一四種	六六話	一六種	二五話
宇治	一三種	五九話	六種	八話
古今	一三種	五四話	八種	一四話
十訓	一二種	三六話	一七種	二五話

このような差異がどのような理由から生じたのか。収録作品の選別に関して影響関係が認められる同時代に制定された法令を次に見ていくことにしたい。

まず「国文学史」が中等教育の学科目として規定された最初の法令として、明治二五年「尋常師範学校ノ学科及其程度」が挙げられるが、その法令では「第三学年」に「毎週二時」で「文学史ノ大要」を教授することになっていた。また、そこには「片仮名平仮名ノ起源ヨリ国文学ノ発達変遷ノ要略ヲ授ケ古今諸体ノ文章及歌ノ中標準トナルヘキモノヲ講読セシム」と記されているが、「国文学ノ発達変遷」を語るのに、多くの文学作品に影響を与えた『今昔物語』は教授すべきものであったと考えられる。さらに、「古今諸体ノ文章」の「標準」として、和漢混交文の祖としての『今昔物語』は、「国文学史」を教授する上で極めて重要な作品であったと捉えることができる。こうした評価は当然「講読」の教科書おける『今昔物語』の収録状況にも関連していったと推測される。

また、中学校に関連する法令としては明治三五年に制定された「中学校教授要目」(以下「要目」)が挙げられるが、その「要目」には「講読」において教授すべき作品の名が記されている。さらにその「要目」以前には、「要目」に直接的に影響を与えた資料として上田万年・高津楸三郎・小中村義象・芳賀矢一(一八九八・明治三一年)「尋常中学校国語科教授細目」(以下「細目」)があり、またその「細目」の原型をなすものとして、大日本教育会国語科研究組合(一八九四・明治二七年)が示した「尋常中学校国語科の要領」(以下「要領」)があることが、甲斐雄一郎(二〇〇八)によって指摘されているが、その「細目」や「要領」にも教授すべき作品の名が記されている。

まず「要領」から「説話文学」に属する作品を見てみると、「第四学年には藩翰譜十訓抄太平記源平盛衰記の類」と『十訓抄』の名が見えるもの

の、『今昔物語』の名は示されていない。しかし、「細目」の内容を見てみると、「第三学年級」の近古文の教材として「保元平治物語神皇正統記十訓抄樵談治要ノ類抄略」と『十訓抄』の名が挙げられている。また、「第四学年級」の中古文の教材として「今昔物語土佐日記落窪物語ノ類抄略」と『今昔物語』の名が挙げられており、この二作品が教科書に収録すべき作品として評価されていたと考えられる。

しかし、明治三四年に制定された「中学校令施行規則」（以下「規則」）によって『講読』では中古文を扱うことができなくなったため、『今昔物語』が『講読』の教科書に収録されない状況が生まれた⁶⁾。そのため、この「規則」に準じて制定された「要目」には「細目」と同じように「第三学年」で『十訓抄』は教授することになっているが、『今昔物語』の名は削除される結果となっている。

だが、『今昔物語』は「国文学史」という場で教授されることになっただけで、教材としてその価値が失われたわけではなかった。都築則幸（二〇一三）が示した調査に基づけば、明治三五年以降に検定を通過した国文学史教科書の中で『今昔物語』の文例を収録するものは六種あり、『今昔物語』の文学史的内容とともに、その内容も教授することができる状況があった。

そして「講読」の教科書を見てみると、明治三七年を境に『今昔物語』を収録する教科書が見えるようになる。例えば丸山正彦・丸井圭次郎『中学国語漢文読本国語の部』巻四上（明治三七年一月一日訂正再版）には第七課に「技芸の争」という名で「百済川成飛驒工挑語」が収録されている。また同時期に発行された保科孝一『新撰国語読本』（明治三七年一月二〇日初版【※】）には巻六第一六課に「川成と飛驒工」、巻八第一一課に「源博雅朝臣、蟬丸の許に通ふ」が収録されている。さらに東書文庫蔵『新撰国語読本』巻六には「三年級ニ中古文ハイカ、削」という

付箋が貼られているが、「細目」の記述に基づけば、元々『今昔物語』は「第四学年」程度の教材であったので、付箋はそうした状況を踏まえた内容であると考える⁷⁾。なお巻八にも同様に付箋が貼られているが、こちらは「許シタシ」とあるだけである。そして明治三八年以降、『今昔物語』の収録に関してその内容を指摘した付箋は見られなくなるため、中古文であっても『今昔物語』は「講読」の教材として適当であると認められていったと考えられるのである。

では、なぜ「規則」によって中古文は教材として扱えないはずなのに、『今昔物語』は例外的に教材として認められたのだろうか。元々『今昔物語』は後代の文学作品に対して多大な影響を与え、文体の変遷を語る上でも欠かすことのできない作品であったため、その点から教材としての価値が見出されたと考えられる。しかし、ここでもう一度「要目」の内容を確認してみたい。その「要目」の「本要目実施上ノ注意」「第二項」には次のことが示されている。

教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ

この項目は他学科との関係を促すものとして捉えられるが、「講読」においては他学科の内容に関する文章を収録することも多い。こうした状況と『今昔物語』を教授することは無関係ではなかったと考えられる。

『今昔物語』は平安時代の庶民の生活を記す史料として、その価値が認められていたことは前述の通りである。また、史実を述べる作品として対比されていたものに『大鏡』があるが、この『大鏡』も『新撰国語読本』巻十第五課に「菅公の左遷」が収録されており、『今昔物語』とほぼ同時期に「講読」の教科書に収録が認められた作品として挙げられる。『今昔物語』と『大鏡』とを組み合わせれば、平安時代の上流社会の状況から庶民の生活まで、その全体像を掴むことに繋がる。この二つの作品が同

時期に収録されるように至った背景には、これらの文学作品から平安時代全体の状況を学ばせることができるという意図も想定されるのである。

このように『今昔物語』は「規則」以降も「講読」の教科書に収録されていたわけであるが、表IIの結果も含め、古文教材の収録状況の変化を考えるにあたり、明治三四年の「規則」が一つの契機になっていると考えてよさそうである。当時の国語の教材に関して、高橋龍雄（一九〇一）は次のように述べている。

凡そ明治維新は震天動地の大変遷にして、明治年代に増加せし国語は、到底近古中古に見るべくもあらず、近古中古の国語は大抵廃滅に属せしもの多し。是を以て読本教科書の類は編述者多く自書せざれば、完全なる教材を得る事能はざるべし。

明治三四年以前の「講読」用の教科書には近古文や中古文が多く収録されているため、当時の実情にあった国語を教授することができていないことを批判し、古文教材に関しては「かの古人の文章を抜摘せむ事は、唯文学上の趣味を与ふるまでに止めて、毎卷二三章より多きを要せざるべし」と、古文教材の収録数の制限について触れている。

「規則」の「学科及其ノ程度」「第三條」には、「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ」と当時日常的に用いられていた言葉「普通文」の教授を重視しようとする姿勢が窺えるが、この内容と高橋の発言は合致している。一定の授業時数の中で、「普通文」を重視した教育が行われれば、当然古文教材を減らさざるをえない状況が生まれる。そのため多く収録されてきた古文教材を精選化していく動きが見られるようになったと考えられるのである。

精選化していくにあたって、一つの根拠となりえたのが「国文学史」である。「国文学史」が記す『今昔物語』の文学的・歴史的価値は、そのまま教材としての価値に繋げることができる。『宇治拾遺物語』や『古今著

聞集』との差別化は、このような状況から生じていったと考えられるのである。

『今昔物語』は歴史科との関連性が見出せ、その点から教材の価値を指摘することができたが、『十訓抄』も他学科との繋がりが教材としての価値を認めることができる。『十訓抄』は「国文学史」のテキストでは教訓性を特徴とした作品として指摘されている。特に岡井慎吾『新体日本文学史』（明治三五年一月一五月初版【※】）では「是実ニ吾国ニテ成レル修身書ノ始ナリ」と述べられており、修身科との関連を意識させる作品となっている。明治三四年以前から道徳的内容が重視される傾向は当然あったものの、「規則」で「文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スル」と国語科の教育目的が文言として明示化されたことは、『十訓抄』の教材化にとって大きな影響を与えたと考えられる。『十訓抄』は修身科との関連性において、その教育的価値が以前よりも高く認められ、多くの教科書に収録されるように至ったのである。

明治期の国文学史教科書には『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』と四つの作品名が挙げられている。しかし、当時の法令に合致し、その教育的価値が認められ、数多く教科書に収録されるように至った作品となると『今昔物語』と『十訓抄』の二作品に絞られてしまう。その理由としては文学的価値だけでなく、それ以外に歴史科や修身科との関連性といった要素も強く働いていたことが窺えるのである。

四 「説話文学」教材の原点

— 「兎のそら寝」と「絵仏師良秀」を中心に —

今日「説話文学」と呼ばれる作品群は明治期『今昔物語』『宇治拾遺物語』

『古今著聞集』『十訓抄』を中心に教材化がなされてきた。今日、多くの教科書に収録が認められる『宇治拾遺物語』『児のそら寝』も明治期に教材化されている。

例えば、朝夷六郎・鈴木忠孝『国文教科書』第三編上(明治二八年一月二八日訂正)には「児の、搔餅するに、空寝したる事」という標題で作品の収録が認められる。ただし、この教科書は緒言に「第参篇は、上中の巻において、本邦文学史の要略を説き」とあるように、「講読」用の教科書でありながら「国文学史」の教授を意識したテキストの初期のものに当たり、「児のそら寝」はその文例の一つとして収録されている。

また他に、藤井乙男『新編国文読本』巻四(明治三〇年一〇月二二日再版)にも第五二課に「児の搔餅するに空寝したる事」というタイトルで「児のそら寝」が収録されているが、管見のかぎりではあるものの、その後の明治・大正・戦前昭和期に発行された教科書に「児のそら寝」が収録されたものを見つけることはできなかった。

「児のそら寝」は戦前に教材化されてはいるものの、大きな断絶をもち、戦前の状況が戦後の状況に直接影響を与えない作品となっている。教材の変遷を考える上で、こうした教材もあるということには留意すべきであろう。

しかし一方、「児のそら寝」と同じく『宇治拾遺物語』が出典とされ、今日の教科書に多く収録される作品として「絵仏師良秀」が挙げられるが、この教材が教科書に収録されていた状況は「児のそら寝」と大きく異なっている。

「絵仏師良秀」を収録した初期の教科書としては、藤井『新編国文読本』巻三上(明治二九年七月七日訂正三版)が挙げられ、それ以外の教科書にも多くはないが収録が認められる。しかし、東書文庫に所蔵された吉川編輯所『新体国文読本』巻十(明治三三年一月三〇日初版【※】)には、

第一五課の「絵仏師良秀」に「材料面白カラズ」と書かれた付箋がつけられており、検定を通過した訂正再版本では「絵仏師良秀」は「遣唐使虎を殺す」に変更されている。そしてその後、『宇治拾遺物語』を出典とした「絵仏師良秀」を収録する教科書は認められず、管見のかぎり、垣内松三『国文新編』巻三(大正一五年一〇月一六日初版【※】)の第三一課に「よぢり不動」というタイトルで収録されるまで、『宇治拾遺物語』を典拠とした「絵仏師良秀」は断絶してしまう。

だが、これはあくまで『宇治拾遺物語』を典拠にした場合であり、「絵仏師良秀」は『十訓抄』を出典として明治期収録され続けた。例えば、落合直文『新訂中等国語読本』巻七(明治四二年一月二八日新訂再版)第八課「芸苑逸話」に「十訓抄」を出典とした「絵仏師良秀」が収録されているのが認められる。この後も、大半の教科書で出典を『十訓抄』としながら、「絵仏師良秀」は大正期・戦前昭和期と教科書に収録され続けることになる。また最終的には国定教科書となる文部省『中等国文』五(昭和二〇年一月二四日初版)第一二課に「不動尊の火焰」という名称で「絵仏師良秀」は収録されており、少なくとも明治期末以降「絵仏師良秀」は教材として価値を認められていたことがわかる。

しかし、戦前において「絵仏師良秀」の教材としての価値とは一体何だったのだろうか。大正期末以降は『宇治拾遺物語』が出典として明記されることもあることから、『地獄変』とその作者である芥川龍之介によって「絵仏師良秀」の評価に変化が生じた可能性は否定できない。だが、家族や財産を犠牲にしても一つの道を追及しようとする良秀の芸術至上主義的な考え方が明治期にそのまま受け入れられたとは考えにくい。明治三四年の「規則」にも見られたことだが、国語の教育内容に道徳性がさらに求められていく中で、その観点で「絵仏師良秀」を読み解けば、明治三三年の時点で「材料面白カラズ」と検定意見が付されたのも当然であった。

だが、「絵仏師良秀」は別の視点からも読み解くことができる。良秀は「この道を立てて世にあらんには、仏だによく書き奉らば、百千の家も出で来なん」と述べているが、この点を重視すれば、一つのことを探求し、そのことを極めることができれば一代で財を成すことができるという「立身出世」の教えにも読み取ることができる。こうした教訓性を強調すれば、「絵仏師良秀」に教材としての価値を認めることができる。出典が『宇治拾遺物語』ではなく『十訓抄』であるのも、この教訓性に理由があったと考えられるのではないだろうか。

明治三四年の「規則」を境に「説話文学」は『今昔物語』と『十訓抄』が中心に教材化されていくが、出典が『宇治拾遺物語』しかない「兎のそら寝」は教材の精選化の流れの中で、一旦、教科書からその姿を失わざるをえなかった。しかし「絵仏師良秀」は『宇治拾遺物語』以外にも『十訓抄』にも収録されていたため、新たな価値付けとともに教材として生き残ることができたと結論づけられる。

このように出典に違いはあるものの、話としては同じものであるため、その内容が広く知れ渡ることに繋がった教材は他にもある。例えば『枕草子』「雪のいと高う降りたるを」という作品があるが、同内容のものが『十訓抄』「香炉峰の雪」として収録されており、これが明治期に教材として読まれていた形跡が見られる。例えば、朝夷・鈴木『国文教科書』第一編上では「清少納言の事」という標題が付けられ、「香炉峰の雪」を読むことができる。明治三四年までは多くの教科書に中古文が収録されており、『枕草子』「雪のいと高う降りたるを」を収録する教科書も見られるが、「雪のいと高う降りたるを」は『枕草子』でなくとも、『十訓抄』でその内容を理解した生徒もいたことが推測される。

また「規則」以降、法令の上では中古文が扱えないため、「講読」において『枕草子』の収録数は激減するが、一方で『十訓抄』「香炉峰の雪」

はそのまま教科書に収録され続けている。このことは、次のような教育的効果を生んだと考えられる。それは『枕草子』は「国文学史」の中で教授されるしかないが、『枕草子』が収録する内容と同じものを『十訓抄』で教授することによって、『枕草子』に関する学習を『十訓抄』で補填することができたということである。「国文学史」は授業時数が少なく、教授上多くの問題を抱えていた。その中で「国文学史」の内容と繋がり、相乗効果を期待することのできる『十訓抄』は、このような点においても重要な作品として位置付けられていたと考えられるのである。

五 おわりに

今日「説話文学」として教授されている作品群は、明治期において史料や修身書としての意味合いを持たされ、教授されていたことを指摘した。しかし、和田・永井『国文学小史』では『今昔物語』を「記実の項亦多く、往々史伝の闕を補ふに足る。」としながらも、「然れども、本書の真価が事実よりも寧ろ文学上に存せることは『大鏡』等に於けるよりも更に甚し。」と、史料としての扱いよりも、文学的価値に重きを置くものも見られる。また、鈴木暢幸『国文学史教科書』（明治三六年一月一三月初版【※】）でも、『今昔物語』や『宇治拾遺物語』について「この二書、雑史とは言ひ難けれども、姑く、この内に加へ置くなり。」と「雑史」としての扱いに疑問を呈するものも認められる。このように『今昔物語』などの作品を「史実を伝えるもの」として扱うのではなく、新たな位置付けを認めようとする萌芽を窺うことができる。しかし、こうした考えがさらに展開していくには大正期、芥川龍之介の登場を待たねばならなかった。

芥川の作品も「講読」の教科書に収録されているが、収録された初期の作品としては『蜘蛛の糸』が挙げられ、その名は管見のかぎり、開成館編輯所『新制中等国語読本』巻一（大正一〇年一月七月初版【※】）から見られる。『蜘蛛の糸』の発表は大正七年であるため、教科書への収録はそれほど時間差なく行われている状況である。戦前の教科書で多く収録される芥川の作品は『蜘蛛の糸』になるが、それは『蜘蛛の糸』がもつ教訓性が教材の価値として認められたことが大きかったのであろう。

一方、大正五年に発表された『鼻』を収録した教科書は吉澤義則『新日本読本』巻四（大正一五年一月五日訂正再版）まで下る。その後、いくつかの教科書で『鼻』を収録する教科書は認められるが、吉田弥平『国文読本』巻二（昭和三年九月二八日初版【※】）に収録された後、教科書に『鼻』が収録される状況は管見のかぎり認められない。しかし、『宇治拾遺物語』を出典とする「禅珍内供」「鼻長き僧」は、三省堂編輯部『中等新国文』巻五（昭和四年七月一三日初版【※】）を始めとして、金子元臣『新編中等国語読本（新制版）』巻九（昭和一八年六月二九日修正再版）に至るまで、戦前昭和期のいくつかの教科書に収録されていくことになる。このような傾向から、教科書の収録状況における芥川の影響は認められるが、それは芥川の作品を多く収録するといったものではなく、教材の選択基準の一つとして影響を与えたことになる。

また、昭和八年頃から「国文学史」の教科書で「説話文学」という名称が使われるようになり、『今昔物語』などが「説話」として分類されるようになっていく。「説話」や「説話文学」が一つの文芸ジャンルとして、中等教育の現場で一般的に教授されていくには、戦前昭和期の時点まで待たなければならなかったが、丸山林平『中等国文学史』（昭和九年七月一八日訂正再版）では「伝説集として世界に誇るべきものであり、編者の博覧強記には驚くべきものがある。」と『源氏物語』のように世界

に誇るべき作品として『今昔物語』が評価されている。このような評価からしても『今昔物語』自体、教育的価値のある説話教材として確立していた状況を読み取ることができる。

一方、都築（二〇一三 b）は古文教材は大正期、戦前昭和期と徐々に教材の種類を減らし、固定化・精選化の傾向が見られると指摘したが、説話教材に関して、具体的にどのような観点から固定化・精選化が行われたのか、その点については未だ不明瞭な部分がある。説話教材の出典として『十訓抄』が多く取り上げられているところに、一つの基準があるとは考えられるが、今後は具体的に固定化されていく個々の教材を見ていくことで、説話教材が必要とされた理由が明確になっていくように思われる。

（成城学園中学校高等学校 教諭／本学非常勤講師）

〈注〉

- 1 本稿は国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館、東書文庫に所蔵されている「講読」、「国文学史」の教科書を対象とし、悉皆調査を行った結果に基づいた内容となっている。また、副読本も一部調査対象に加えている。教科書の内容を引用する場合は検定本に基づくことにするが、検定本が確認できなかった場合には申請本を用いた。なお、申請本には【※】を付した。
- 2 都築則幸（二〇一三 a）三六頁・三七頁において、中等教育用に発行された「国文学史」の教科書の多くが『日本文学史』の影響を受けていることを指摘している。
- 3 『今昔物語』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』を「雑史」以外に分類する国文学史教科書には、鈴木忠孝『日本文学史教科書』（明治三三年四月二八日初版【※】）、塩井正男・高橋龍雄『新体日本文学史』（明治三五年一月二七日訂正四版）、畠山健『日本文学史綱』（明治四〇年一月一七日訂正再版）がある。分類の仕方としては『日本文学史教科書』『日本文学史綱』では「物語」とし、『新体日本文学史』では「随筆」としている。ただし、このような分類をする国文学史教科書は極めて少ないと言える。
- 4 和田万吉・永井一孝『国文学小史』（明治三二年一月二二日初版【※】）、小倉博『国文学史教科書』（明治三七年一月二二日訂正再版）には「撰集抄」「発心集」「沙石集」といった今日「説話文学」の一つとして数えられる作品もその名が見えるが、例としては数少ない。また『国文学小史』では、それらの作品が「方丈記」とともに「随筆」として扱われている。
- 5 稲垣千穎が編纂した教科書に関しては、菊野雅之（二〇一）に詳しく記されている。

6 中古文が「講読」の内容から削除された経緯に関しては、八木雄一郎（二〇〇七）に詳しく記されている。

7 付箋には「削」とあるが、検定本である訂正再版本には初版と同じように「川成と飛驒工」が収録されているため、検定意見に従わなくても、教科書を発行できた状況を窺い知ることができる。

〈参考文献〉

- 上田万年・高津敏三郎・小中村義象・芳賀矢一（一八九八）『尋常中学校国語科教授細目』『尋常中学校教科細目調査報告』（帝国教育会）、一二・一四・一六頁
- 甲斐雄一郎（二〇〇八）『国語科の成立』（東洋館出版社）第四章第二節第二項、二五一頁
- 菊野雅之（二〇一）『古典教科書のはじまり―稲垣千穎編『本朝文範』『和文読本』『読本』―』『国語科教育』第六九集
- 大日本教育会国語科研究組合（一八九四）『国語科研究組合第一回報告』『大日本教育会雑誌』第一五〇号、二二頁
- 高橋龍雄（一九〇一）『中等教育国語教授の実際』『教育芸術界』第二卷第六号、四一頁
- 竹村信治（二〇〇八）『今昔物語集と近代メディア―メディアとしての芥川龍之介』『今昔物語集を読む』吉川弘文館、二五〇～二五七頁
- 竹村信治（二〇〇八b）『今昔物語集と近代（上）―学術・小説・教科書―』『国語教育研究』第四九号
- 竹村信治（二〇〇九a）『今昔物語集と近代（下）―学術・小説・教科書―』『国語教育研究』第五〇号、七四・七五頁
- 竹村信治（二〇〇九b）『今昔物語集の明治』『説話文学研究』第四四号、一〇～一二頁
- 都築則幸（二〇一三a）『明治期の中等教育における国文学史教育の実態とその変遷―教科書の緒言・文例を中心に―』『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第二〇号（二）、三六頁・三七頁
- 都築則幸（二〇一三b）『旧制中学校における国文学史教育の変遷―明治末期から昭和前期を中心に―』『国語科教育』第七四集、八七～八九頁
- 八木雄一郎（二〇〇七）『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立―『尋常中学校教科細目調査報告』（一八九八（明治三二）年）における上田万年と小中村義象―』『国語科教育』第六一集
- ※本稿を成すにあたり、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館、東書文庫の資料を閲覧させていただきました。深謝いたします。